

第34回大空町農業委員会総会議事録

令和8年3月26日 第34回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 斎藤宏幸	2番 上田英樹	3番 渡辺誠
4番 古田牧子	5番 児山高	8番 福田英信
9番 福田重幸	10番 佐久間仁	11番 増子昭雄
12番 真鍋剛	14番 森英章	15番 仲西政克
16番 高橋敬義	17番 長尾照幸	18番 追分敏行
20番 遠藤哲也	21番 佐野一義	23番 丹羽真治
24番 石田正俊		

(2) 欠席者

6番 渡邊恵二	7番 小川一浩	13番 佐々木経一
22番 先崎教之		

2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川大樹	主査 戸井裕之	主事 仙石陸
-----------	---------	--------

第34回大空町農業委員会総会議事録

午後2時07分

石川局長	ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から第34回大空町農業委員会総会を開催いたします。 会議日程2 憲章朗読でございます。全員で前文から朗読いたしたいと存じます、よろしくお願い申し上げます。 (農業委員会憲章朗読)
石川局長	それでは、開会にあたりまして石田会長よりご挨拶を申し上げます。
石田会長	皆さんこんにちは。 本日は委員の皆様におかれましては、お忙しい中、第34回大空町農業委員会総会への出席、誠にありがとうございます。 初めに、役場で19日に内示がありまして、農業委員会から仙石主事が建設課へ異動となりました。後任には、前々職の渡邊豪主幹が農業委員会事務局へと配属されることとなりました。仙石主事におかれましては、3年間誠にありがとうございました。4月からは新しい体制となりますが、渡邊主幹は農業委員会の経験者でありますので、私としては心強く思っております。 本年は、吹雪も少なく順調に雪解けも進んでおりまして、玉葱、ビートの播種も終了し、長芋、馬鈴薯の出庫も始まりまして、春の蒔き付けに向けて着々と準備が進んでいることと思います。 昨日は、私の地区で春の社日祭を執り行いました。本年の作業が順調に進み、皆様が元気で豊穰の秋を迎えられることをお祈りいたしたところであります。 本日も、新たな気持ちで皆様の健康と豊穰な出来秋を迎えられますことをご祈念申し上げ、総会前の挨拶といたします。 この際、活動状況報告を行います。 事務局長。
石川局長	先月総会以降の活動状況報告について、お手元に配付の資料によりご説明いたします。 (活動状況報告朗読)
石田会長	ただいまより、第34回農業委員会総会を開催いたします。 (午後2時07分)

石川局長	ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。 ただいまの出席委員は、19名であります。 渡邊恵二委員、小川委員、佐々木委員、先崎委員から所用及び体調不良によりまして欠席の申し出がありましたのでご報告申し上げます。 「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件につきましては、議案第1号から議案第3号まで38件、報告案件で1件であります。 以上でございます。
石田会長	議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、9番福田重幸委員、10番佐久間委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番及び2番について、譲受人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和8年3月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第1号所有権移転関係1番及び2番朗読】 この案件につきましては、賃借地の売買案件でございます。図面につきましては、賃借地の売買のため省略しております。 当案件につきましては、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認していることを報告します。 以上です。
石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。

	譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係 1 番及び 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 1 番及び 2 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 2 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。 利用権設定関係 1 番及び 2 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	議案第 2 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 11 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に対し要請することについて審議を求める。令和 8 年 3 月 26 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第 2 号利用権設定関係 1 番及び 2 番朗読】 番号 1 番・2 番の案件につきましては、更新案件でございます。 番号 1 番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号 2 番で有限会社〇〇へ使用貸借していく形となっております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 1 番及び 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係１番及び２番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係３番及び４番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第２号利用権設定関係３番及び４番朗読】 番号３番・４番の案件につきましては、更新案件でございます。 番号３番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号４番で〇〇氏へ貸付していく形となっております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係３番及び４番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係３番及び４番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係５番から７番までについて、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。事務局。
戸井主査	【議案第２号利用権設定関係５番から７番朗読】 番号５番から７番の案件につきましては、更新案件でございます。 番号５番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号６番で〇〇氏、番号７番で〇〇氏へ貸付していく形となっております。 以上です。

石田会長	これより利用権設定関係 5 番から 7 番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 5 番から 7 番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 8 番及び 9 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第 2 号利用権設定関係 8 番及び 9 番朗読】 番号 8 番・9 番の案件につきましては、更新案件でございます。 番号 8 番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号 9 番で〇〇氏へ貸付していく形となっております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 8 番及び 9 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 8 番及び 9 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 10 番及び 11 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。

	事務局。
戸井主査	【議案第２号利用権設定関係１０番及び１１番朗読】 番号１０番・１１番の案件につきましては、更新案件でございます。 番号１０番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号１１番で〇〇氏へ貸付していく形となっております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係１０番及び１１番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係１０番及び１１番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係１２番及び１３番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第２号利用権設定関係１２番及び１３番朗読】 番号１２番・１３番の案件につきましては、更新案件でございます。 番号１２番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号１３番で〇〇氏へ貸付していく形となっております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係１２番及び１３番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係１２番及び１３番について採決

	します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 1 4 番から 1 7 番までについて、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第 2 号利用権設定関係 1 4 番から 1 7 番朗読】 番号 1 4 番から 1 7 番の案件につきましては、更新案件でございます。番号 1 4 番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号 1 5 番で〇〇氏、番号 1 6 番で〇〇氏、番号 1 7 番で〇〇氏へ貸付していく形となっております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 1 4 番から 1 7 番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 1 4 番から 1 7 番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 1 8 番から 2 0 番までについて、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第 2 号利用権設定関係 1 8 番から 2 0 番朗読】 番号 1 8 番から 2 0 番の案件につきましては、更新案件でございます。 番号 1 8 番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号

	19番で〇〇氏、番号20番で〇〇氏へ貸付していく形となっております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係18番から20番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係18番から20番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 (〇〇委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係21番から23番までについて、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第2号利用権設定関係21番から23番朗読】 番号21番から23番の案件につきましては、更新案件でございます。番号21番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号22番で〇〇氏、番号23番で〇〇氏へ貸付していく形となっております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係21番から23番までについて質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係２１番から２３番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。 (〇〇委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係２４番及び２５番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第２号利用権設定関係２４番から２５番朗読】 番号２４番・２５番の案件につきましては、更新案件でございます。 番号２４番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号２５番で〇〇氏へ貸付していく形となっております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係２４番及び２５番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係２４番及び２５番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

仙石主事	次に、利用権設定関係 26 番から 28 番までについて、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。 【議案第 2 号利用権設定関係 26 番から 28 番朗読】 26 番から 28 番の案件につきましては、更新案件でございます。 番号 26 番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号 27 番から 28 番にかけてそれぞれの受け手へ貸付していく形となっております。 なお、更新案件につきましては図面を省略させていただいておりますのでご了承願います。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 26 番から 28 番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 26 番から 28 番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 29 番及び 30 番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 29 番から 30 番朗読】 この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件でございます。 番号 29 番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号 30 番で受け手の〇〇氏へ貸付しております。 以上です。
石田会長	この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いしま

	す。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 29 番及び 30 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 29 番及び 30 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 31 番から 33 番までについて、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号利用権設定関係 31 番から 33 番朗読】 31 番から 33 番の案件につきましては、更新案件でございます。 番号 31 番において、農業公社が〇〇氏から借り受けた農地を、番号 32 番から 33 番にかけてそれぞれの受け手へ貸付していく形となっております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 31 番から 33 番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 31 番から 33 番までについて

	採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、○ ○委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。
	(○○委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係34番及び35番について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第2号利用権設定関係34番及び35番朗読】 この案件につきましては、更新案件でございます。番号34番において、農業公社が○○氏から借り受けた農地を、番号35番で受け手の○○氏へ貸付しております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係34番及び35番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係34番及び35番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。

	(〇〇委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に議案第３号「令和８年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第３号「令和８年度最適化活動の目標の設定等について」農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について（令和４年２月２日付け３経営第２５８４号）」第１の１の（１）の規定に基づき「令和８年度最適化活動の目標の設定等について」審議を求める。令和８年３月２６日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第３号別冊参考資料朗読】 説明は以上です。
石田会長	これより質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第３号「令和８年度最適化活動の目標の設定等について」を採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第１号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
仙石主事	報告第１号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則（平成２０年農業委員会規則第１号）第１８条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和８年３月２６日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【報告第１号朗読】

石田会長	以上です。
委員	この件について何かご意見ございませんか。
石田会長	(なしの声) これにて報告第1号については終了いたします。 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。 (午後2時58分終了)